

札幌社保協 FAXニュース

2018年 4月4日(水)
社保協事務局 発行
TEL823-0867 Fax821-3701
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

国保・介護・後期
高齢者110番は
4月26日(木)です

生活保護からの預貯金-保護の廃止・収入認定 札幌市～やり方は間違っていないので、調査はしない



3/22道生連は生活保護に関する札幌市交渉を行い、特に預貯金問題での市の対応について改善を求めました。

生活保護世帯の資産調査に基づいて、この間札幌市は一定以上の預貯金を保有する世帯への処分を行い、保護の廃止は274件にのぼっています。2017年末には白石区の女性が、保護費の中からコツコツと貯めた預貯金を収入認定されたことに不服審査請求をおこない、札幌市の事情聴取や調整が不十分であるとの裁決が出ました。道生連は市が裁決に従い、資産調査による保護の廃止・収入認定の調査と是正を要求しました。

しかし、市の態度は「道の裁決は認め従うが、その件に限られたものであり、全体では預貯金の使用目的等の聴取や助言は十分なものであったと認識している」と回答し、調査や是正をする気が全くないという態度を示しました。一方で、市はこの不当なやり方の根拠になった2005年「課長通知」の見直しを約束しました。

病気で保護申請をしているのに、すぐに就労の指示書

交渉後-白石区が事実上の撤回

白石区の30代の女性Yさんは精神疾患などで退職し、守る会の支援も受けて生活保護申請をしました。保護は受理され決定したものの、保護開始と同時に「積極的に求職活動を行い、求職状況を2週間に1回報告すること」という指導指示書が出されました。

3/27道生連・白石区守る会は、50人が参加して白石区内で区の保護課と交渉（区側は説明会と主張）しました。本人の病状をきちんと把握せず、指導指示も口頭原則にもかかわらず文書で即日出すという機械的な対応であり、指示書の撤回を要求。区側は「本人を励ますため」などと意味不明の回答をしていましたが、最終的にYさんに対する対応が正しくなかったことを認め、協議のため持ち帰りました。その後、保護課から「発行した指導指示書の『効力は無いもの』にする」という、事実上の撤回を認める文書が出されました。



白石区内の会場で保護課と怒りの交渉



新・人間裁判口頭弁論

3/19新・人間裁判第14回口頭弁論が札幌地裁で開かれ、地裁前では小樽の後藤さん、白石区の佐々木さんが決意表明。法廷では高橋さんと堀田さんが陳述しました。高橋さんは糖尿病などの病気で仕事が続けられず生活保護を受給しましたが、食事療法を続けるにも保護費の減額で食費の節約も困難になり、親戚の葬儀にも出られない状況を切々と訴えました。

報告会には120人が参加し、弁護団、原告代表があいさつしました。次回の口頭弁論は6月13日（水）に行われます。

2018年4月から10月にかけての国民負担増と改悪

	項目	内容	負担増(減額、支給増)	備考	実施時期
医療	紹介状なしの病院受診時定額負担	特定機能病院、地域医療支援病院500床以上を400床以上の病院へ対象拡大	初診時5,000円以上、再診時2,500円以上 (歯科初診3000円以上、再診時1500円以上)	対象が、全国262カ所→410カ所余りに増加	4月
	入院食事代	非課税世帯以外は1食360円→460円	1食100円のアップ。1ヵ月3食30日では9000円の負担増		
	70歳以上の高額療養費	課税で年収154万円～370万円までの人の外来上限額14,000→18,000円	年収370万円までの一般の人は外来通院分で1ヵ月4,000円の増	年収370万円以上、770万円以上、1160万円以上は上限区分がさらに高い	8月～変更実施
	医療療養病床光熱水費	65歳以上の医療区分Ⅱ・Ⅲ(医療必要度が高い人、難病患者除く)日額200円→370円	1ヵ月30日で5,100円の負担増	2017年10月に0円から200円になったばかり	4月
	後期高齢者医療保険料	2018・19年度保険料がほとんどの道府県で引き上げ。	北海道は平均で月額118円増。	11都県は引き下げ	4月から変更。 納付書が6月以降に届く
		所得割2割軽減の廃止	年金153万円～211万円(年)の人の所得割2割軽減が廃止となり、年金211万円の人の保険料は年間12,900円増。	軽減措置の一部拡大で、年金195万5千円前後の人は下がる	
	被扶養者からの移行者	均等割のみで7割軽減→5割軽減に下がる。年間10,200円増	8.5割、9割軽減はある		
国民健康保険料	都道府県移行で43%の自治体で引き上げ、54%自治体で引き下げ	自治体によって違うが、札幌市では1世帯平均5,000円程度の引き下げ			
介護	介護保険料	多くの自治体が2018-20年度保険料(65歳以上)を引き上げ	札幌市～基準額で月額596円の引き上げ		利用料は4月変更。 3割負担は8月導入。
	利用料	介護報酬の改定で、一部サービスの利用料が上がる 3割負担の導入	要介護度や利用サービスによって異なる	3割負担対象→所得220万円・年金344万円以上(1人)	
	総合事業	要支援認定者が、4月以降すべて自治体独自事業の総合事業へ移行(訪問介護・通所介護)	報酬単価が下がっているのが、利用料は下がる可能性があるが、サービス提供や利用者受け入れ事業者が激減する可能性	自治体によって対応が分かれる	4月
	サービス利用	生活援助の回数制限	生活援助(掃除や洗濯・調理など)の回数の上限を決め、それ以上に利用する場合はケアプランを保険者に提出し、地域ケア会議でのチェックを受ける	要介護1=月27回、要介護5=月31回などの回数基準を設定する	10月実施を狙う
年金	支給額	国民年金・厚生年金	据え置き	医療・介護等の負担が増えているので、実質マイナス	4月
	保険料	国民年金保険料引き下げ	月額16,490円→16,340円(所得に関わらず定額)	2017年度で連続引き上げは終了	
生活保護	保護費	生活扶助最大5%引き下げ	地域によって違うが都市部は引き下げが多い		10月から実施を狙う
		母子加算引き下げ	地域によって異なるが10%前後引き下げ		
	児童養育加算	対象を中学生から高校生まで拡大、3歳未満は減額			
医療扶助	ジェネリック薬品使用の原則化	ジェネリックを使わない場合のペナルティーなどがあるのかは不明		保護法の改悪が決まった場合	
児童扶養手当		増額	第1子・第2子は引き上げ		4月
		全額支給対象を拡大	年収130万円→160万円に	扶養人数と所得によって区分あり	